年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和5年4月21日答申分

〇答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 O件

 国民年金関係
 O件

 厚生年金保険関係
 O件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 3件

 国民年金関係
 3件

 厚生年金保険関係
 O件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2200223 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 2300001 号

第1 結論

請求期間のうち、平成2年3月から平成3年6月までの期間、平成3年9月及び平成4年1月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成3年7月及び同年8月並びに平成3年10月から同年12月までの期間については、国民年金保険料の納付記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年3月から平成4年1月まで

私は、平成2年3月に会社を退職後、A社会保険事務所(当時)に電話で、 国民年金の加入手続と保険料の口座振替手続をお願いしたところ、同事務所の 職員が「はい。分かりました。」と言って手続を行ってくれた。その後、口座振 替により毎月引き落とされるようになったため、私は請求期間の保険料は間違 いなく納付していたと記憶している。

しかし、年金記録を確認したところ、請求期間のうち、平成2年3月から平成3年6月までの期間、平成3年9月及び平成4年1月については、保険料が未納となっており、納得ができない。

また、請求期間のうち、平成3年7月及び同年8月並びに平成3年10月から同年12月までの期間については、納付済みとはされているものの、遡って納付してあるとか充当により納付済みと記録されているとの説明を受けたが、私が口座振替以外の方法で保険料を納付することはあり得ない。

請求期間の記録に不備が生じていると思うので、調査して、請求期間の年金 記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年 金手帳記号番号は昭和63年4月頃に払い出されており、請求者に対して別の国 民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請 求者の加入手続が行われたとみられ、この際、昭和63年3月1日に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われている。その後、同資格については、平成元年10月28日に喪失したが、平成2年3月12日に再度、取得しており、その再取得に係る事務処理は約3年半後の平成5年8月頃に行われていることが確認できる。このため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であった。

2 請求者は、平成2年3月頃にA社会保険事務所に電話で、国民年金の加入手 続及び保険料の口座振替手続をお願いし、保険料は口座振替で毎月間違いなく 納付していたはずなので、請求期間に未納があるのは、納得できないと陳述し ている。

しかしながら、日本年金機構は、請求期間当時、国民年金の加入手続及び保険料の口座振替手続については、いずれも市区町村で行うこととされていたため、社会保険事務所に対し電話で行うことはできなかった旨回答している。

また、B市の国民年金口座振替対象者一覧表によると、請求者に係る保険料の口座振替については、厚生年金保険の資格を取得したことにより、平成元年11月に終了し、その後、上述の再取得の事務処理が行われた時期と同じ平成5年8月が開始月とされている上、上述のとおり、請求者は、請求期間当時、国民年金に未加入であったことから、請求者は、請求期間の保険料を口座振替により納付することはできなかったものとみられる。

- 3 国民年金の保険料については、制度上、2年を経過すると時効が成立し、納付することができないところ、上述の事務処理時期(平成5年8月頃)を基準とすると、請求期間のうち、平成2年3月から平成3年6月までの期間については、既に時効が成立しており、過年度保険料として遡って納付することもできなかったものとみられる。
- 4 請求者は、請求期間の保険料は口座振替により毎月納付していたにも関わらず、請求期間に未納があるほか、遡って納付した記録及び充当記録があることから、自身の年金記録に不備が生じているのではないかとの疑念を抱いている。

しかしながら、上述のとおり、請求期間の資格取得に係る事務処理時期及び保険料の口座振替開始月は、平成5年8月頃となっていることから、請求期間のうち、平成3年7月から平成4年1月までの期間については、過年度保険料として納付書により納付することは可能であったものの、口座振替により納付することはできない。このため、当該期間に過年度保険料の納付記録(平成3年7月、平成3年8月、平成3年11月及び同年12月)があることに不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求期間のうち、平成3年9月については、一旦は、納付書により、過年度保険料として納付されたものの、納付された時点において既に2年の時効が成立していたことから、平成5年11月5日付けで過誤納が発生し、過誤納理由を「済通 時効期間納付」として、未納とされていた平成3年10月の保険料に充当処理が行われた記録が確認でき、同様に、平成4年1月についても平成6年3月8日付けで過誤納が発生し、過誤納理由を

「済通 時効期間納付」として、未納とされていた平成4年2月の保険料に充 当処理が行われた記録が確認できる。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿においても、受付記録欄には、「受付年月日 5.11.18」、「受付書類名 3.9を3.10へ、還付充当通知書」及び「受付年月日 6.3.28」、「受付書類名 4.1を4.2へ、還付充当通知書」と記載されていることが確認でき、当該受付年月日は、オンライン記録の過誤納発生年月日とも時期的な整合性があり、事務処理に不自然さは見受けられない。

- 5 このほか、請求者が請求期間の保険料をその主張どおりの方法で納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、ほかに請求期間の保険料をその主張どおりの方法で納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成2年3月から平成3年6月までの期間、 平成3年9月及び平成4年1月の国民年金保険料を納付していたものと認める ことはできない。

また、請求期間のうち、平成3年7月及び同年8月並びに平成3年10月から同年12月までの期間については、国民年金保険料の納付記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2200226 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 2300002 号

第1 結論

昭和 63 年4月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年4月から平成元年3月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行ってくれ、婚姻するまで保険料の納付もしてくれていた。母親は高齢のため、加入手続や納付の詳細について聞くことはできないが、確かに納付してくれていたはずである。また、母親からは、市役所で加入手続を行ってもらった頃に窓口担当者が未納はないと言っていたことを聞いたと私に話したことも覚えているので、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金に係る被保険者資格取得の事務処理(資格取得日は昭和63年4月1日)が平成2年2月26日付けで行われていることから、この頃に請求者に係る加入手続が行われ、国民年金手帳記号番号が払い出されたものと考えられる。この加入手続時期(平成2年2月頃)を基準とすると、請求者は、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

また、請求期間は12か月と短期間であるほか、請求者は、母親が保険料を納付してくれていたとしているところ、請求者の国民年金加入期間においては、請求期間を除き婚姻するまでの保険料が全て納付済みとされていることから、母親の請求者に係る保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、保険料の納付に関与しておらず、母親について、請求者は、高齢のため話を聞ける状態ではないとしており、当時の状況について確認することができず、請求者の請求期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者が請求期間当時居住していたA市は、請求者の国民年金に係る記録の保管はない旨回答しており、請求者が現在居住しているB市の請求者に係る

被保険者名簿においても、請求期間は未納とされているほか、オンライン記録において、請求者の納付記録に変更等が加えられた形跡も見当たらないことから、請求期間に係る保険料が納付されたと推認する事情は見いだせない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、 請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確 認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成2年2月頃に払い出された国民 年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当 たらない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2200227 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 2300003 号

第1 結論

昭和58年2月から昭和62年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年2月から昭和62年6月まで

私は、会社を退職した直後の昭和58年2月頃、A市役所で国民年金の加入手続を自身で行った。加入後は、保険料を滞納しており、毎月のようにB社会保険事務所(当時)から未納のお知らせが届いていたので、同社会保険事務所で、現在は、収入が少ないので滞納保険料については納付できない旨の話をした記憶はあるが、その際には、免除申請を行っていないと思う。

その後、昭和61年の春頃にA市で再就職したが、当該就職先は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、将来、年金がもらえなくなるのは困ると思い、時期ははっきり覚えていないが、就職してから貯金していたお金でB社会保険事務所において30万円くらいの保険料を一括で納付した。

請求期間当時の領収書等資料はないが、一括納付した後は、一度も未納のお知らせが届いたことはなかったので、未納はないはずであり、請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の年金手帳及びオンライン記録によると、現在、基礎年金番号として平成9年1月1日に付番されている請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月3日に初めて国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和61年6月頃に初めて行われたと考えられ、その際に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和58年2月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、昭和59年4月から昭和61年3月までの保険料は過年度保険料として、昭和61年4月から昭和62年6月までの保険料は現年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、会社を退職した直後の昭和58年2月頃、A市役所で 国民年金の加入手続を自身で行ったと陳述しているが、国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによると、請求者に対しては、上述の加入手続が行われたとみ られる頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番 号が払い出された形跡が見当たらないことから、請求者は、請求期間のうち、国 民年金手帳記号番号が払い出されるまでの期間については、国民年金に未加入で あり、請求者に対して、納付書が発行されていたとは考え難く、保険料を滞納す る余地はなかったものとみられる。

また、i)請求期間のうち、昭和58年2月から昭和59年3月までの期間につ いては、上述の加入手続時期を基準とすると、当該期間の保険料は、既に2年の 時効が成立しており、請求者は遡って納付することもできなかったものと考えら れること、ii)請求期間のうち、昭和59年4月から昭和61年3月までの期間に ついては、過年度保険料(155,520円)として、昭和61年4月から昭和62年6 月までの期間については、現年度保険料(107,400 円)として納付することが可 能であったものの、A市から提出された請求者に係る国民年金納付記録によれば、 当該期間の保険料は未納とされており、請求者が納付した形跡は見当たらないこ と、iii) 請求者は、納付したとする期間については覚えていないとしていること から、請求者が請求期間の保険料を納付したとする事情を見出すことはできない。 さらに、請求者は、毎月のようにB社会保険事務所から未納のお知らせが届い ていたので、同社会保険事務所で、現在は、収入が少ないので滞納保険料につい ては納付できない旨の話をした記憶はあるが、その際には、免除申請を行ってい ないと思うとし、時期ははっきり覚えていないが、同社会保険事務所において 30 万円くらいの保険料を一括で納付した旨陳述しているものの、オンライン記録に よると、請求期間直後の3年間の申請免除記録は、昭和62年7月から昭和63年 3月まで(申請日は昭和62年10月23日)、昭和63年4月から平成元年3月ま で(申請日は昭和63年7月1日)及び平成元年4月から平成2年3月まで(申請 日は平成元年5月20日)とされていることが確認できる。当該免除が承認された 期間については、平成4年12月3日に追納申出(過去10年以内の免除期間に限 り追納保険料として納付することができる制度)が行われているところ、請求者 は、平成4年度中に4回に渡り保険料を追納しており、上述の免除期間に係る追 納保険料の合計額は、282,330円であり、請求者が一括で30万円くらい納付した とする金額と近似していることから、昭和 62 年7月から平成2年3月までの免 除期間の保険料を平成4年度中に追納したことを請求期間の保険料を納付した ことと取り違えている可能性も思慮される。

このほか、請求者が、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。